

那加第二小学校 いじめ防止基本方針

平成26年8月27日策定

各務原市立那加第二小学校

はじめに

ここに定める「那加第二小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

いじめ防止に向けての基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの（インターネット等を通じて行われるものを含む。）とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 基本認識

「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」「いじめは自分から言いつらいもの」「いじめは見ようと思って見ないと見つけにくいもの」という認識をもち、児童が安心して生活できるように学校の中でも外でも、みんなで協力していじめの防止に取り組んでいく。

(3) いじめに対する教師の構え

『教師はいじめを許さず、いじめの防止と対応のために全力を尽くす。そして、子どもたちを全力で守る。』という構えをもつ。

①すべての職員が一致協力した、強力な指導体制をつくる。

②全職員が早期発見・早期対応のために努力するとともに、未然防止に努める。

2. いじめに対する基本施策

(1) いじめの未然防止

①未然防止のための考え方

・すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、4月学級開き、9月、1月の始業式において、各担任が人権遵守宣言をし、決していじめをゆるさないことを述べる。また、「言葉づかい」を児童に意識させ、言葉の暴力への指導を徹底し、生活環境を整えていく。

・すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校づくりをする。

②わかる喜びの味わえる授業づくり

・全員が「わかった」「できた」と感じられ、喜びと充実感を味わえる授業づくりに努める。

・一人一人が授業で活躍し、自己存在感や自己有用感を味わえる授業づくりに努める。

③道徳教育の充実

・全教育活動を通して道徳教育の充実を図る。

・道徳授業の充実に努め、自己を見つめ、他者を思いやる心を育てる。

④児童会活動の充実

・委員会活動や係活動を充実させることを通して、児童の自治的、自発的な活動を促し、人とかかわることの喜びや大切さに気づき互いにかかわり合いながら絆づくりを進め、人の役に立っている、人から認められているという自己有用感を味わわせる。

⑤インターネット、SNS等の安全・安心利用の取組

・学校だよりや関係機関からのリーフレット、「情報モラル教育に関する出前講座」等での指導や周知を徹底し、児童をインターネット、SNS等のトラブルから守り、適切な利用についての意識を高める。

(2) いじめの早期発見

児童の小さな変化に敏感に気づき、寄り添った指導を行う。「いじめ」に関する事案や「いじめ」以外の問題については、些細なことでも速やかに学年主任、生徒指導主事に報告し、校長、教頭に迅速に伝え判断を仰ぐ。その後、全職員に伝え周知徹底する。

- ① 登下校時や授業中、休み時間、掃除中等、日々の児童の様子を把握することに努める。(巡回・日記・児童教師・保護者・地域の方からの情報交流等)
- ② アンケート調査を実施(7月12月3月の年3回)し、一人一人の「いじめ」に対する意識を向上させるとともに、早期発見・早期対応に努める。
- ③ 生活調べ(5月9月1月の年3回)を実施し、それをもとに「教育相談週間」を設け、困っていることや心配なことがないかなどと一人一人と懇談を行い、いじめの早期発見に努める。
- ④ Q-Uテストを実施(6月11月の年2回)し、その結果を学級づくりに生かす。
- ⑤ おしゃべり相談ポスト(記名・無記名の相談用紙)を設置し、誰もが相談したい先生にいつでも相談できるようにする。ポストの中を、校長・教頭・生徒指導主事が常時確認する。

(3) いじめの早期対応

①組織的な対応

- ・事実を速やかに報告して、関係職員で情報を共有し、共通理解を図る。
- ・校長の指示の下、学校全体で組織的に対応する。

②正確な事実確認

- ・いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ・5W1Hが時系列になるように、複数の職員で同時に確認し、確実に記録をとる。
- ・事実を突き合わせ、矛盾がないかを整理し、実際の状況や背景を理解する。

③いじめを受けた児童と保護者への支援

- ・いじめられた児童に寄り添うとともに、保護者の心情の理解に心がけ、不安を払拭できるよう親身になって懇談を行う。
- ・連絡を絶やさないようにし、事実関係や指導内容を丁寧にわかりやすく説明する。
- ・いじめが解消した後も継続して配慮し、保護者との連絡を続ける。
- ・心の傷をいやすために、必要に応じてスクールカウンセラーや相談機関等と連携をとる。

④いじめた児童への指導と保護者への助言

- ・いじめた児童に対して毅然とした態度で指導にあたりるとともに、自己を見つめさせ、反省と謝罪を促す。
- ・今後、気を付けることや頑張ることを自己決定させ、児童に寄り添って見届ける。
- ・本人を支えるために学校と家庭ができることを一緒に考え、協力して見届けることを保護者に依頼する。

⑤関係機関への報告

- ・いじめの事実が明らかになったときは、市教育委員会に報告するとともに、必要に応じ指導や助言を受ける。

(4) 家庭・地域との連携

- ・年1回の家庭訪問(5月)、年1回(12月)の個人懇談を行い、家庭での様子や悩みを把握するとともに、日記や学校での児童の様子から気になることについて、積極的に電話等により家庭と連絡をとり合う。

3. いじめ問題に取り組むための組織

「いじめ未然防止・対策委員会」の設置

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

◇構成員…校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーとし、必要に応じて関係職員等も参加する。

◇重大事態…いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

4. いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

| 月 | 取組内容 | 備考 |
|-----|--|--------------------------------------|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議で「方針」や前年度のいじめの実態と対応について振り返りをする。 ・児童に、始業式や入学式でいじめ防止について（言葉づかい等）説明する。 ・PTA総会において「学校いじめ防止基本方針（保護者向け）」を説明する。 ・学校だよりで「方針」等の発信をする。 | 「方針」の確認 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校評議員会で「方針」の説明をする。 ・生活調べ（無記名式）と教育相談（抽出）を実施する。（連休後） ・生徒指導事例研修を実施する。（職員会） | |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・QUテストの実施と活用を進める。 ・不適応な行動が見られる児童に対する教育相談職員研修を実施する。 | |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（無記名式）と教育相談（必要に応じて）を実施する。（上旬） ・職員会で1学期のいじめ防止対策の取組の振り返りをする。 ・第1回教職員取組評価アンケート（対策等見直し）を実施する。 | 第1回県いじめ調査 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル職員研修を実施する。（ネットいじめも含んだ研修） ・人権教育職員研修を実施する。 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」を実施する。 | |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童に、始業式でいじめ防止の取組（言葉づかい等）を説明する。 ・生活調べ（無記名式）と教育相談（抽出）を実施する。（運動会后） | |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりで、これまでの状況と今後の取組の見直しについて公表する。 ・生徒指導事例研修を実施する。（職員会） | |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・QUテストの実施と活用を進める。 ・不適応な行動が見られる児童に対する教育相談職員研修を実施する。 | |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（無記名式）と教育相談（必要に応じて）を実施する。（上旬） ・「ひびきあいの日」に向けて、人権教育職員研修を実施する。 ・「ひびきあいの日」（児童会のいじめ防止対策、人権尊重の発表）を実施する。 ・児童向けネットいじめ研修を実施する。 ・第2回教職員取組評価アンケート（次年度に向けて）を実施する。 | 第2回県いじめ調査 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童に、始業式でいじめ防止の取組（言葉づかい等）を説明する。 ・生活調べ（無記名式）と教育相談（抽出）を実施する。（冬休み後） | |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導事例研修会を実施する。（職員会） ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」を実施する。 | |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（無記名式）と教育相談（必要に応じて）を実施する。（上旬） ・第2回学校評議員会で今年度の状況や取組、次年度の方針について説明し協議する。 ・第3回教職員取組評価アンケート（1年間の評価、次年度の計画案）を実施する。 ・学校だよりで次年度の取組等の説明をする。 | 第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ |

5. いじめ問題発生時の対応について

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行うとともに、市教育委員会に報告する。
- ・いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえたうえで指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（市教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・調査結果について市教育委員会へ報告し、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに各務原警察署に通報し、適切な援助を求める。

6. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及び対応措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適切に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関する事
- ② いじめ再発を防止するための取組に関する事